破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５４号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目７番地13
（ベルピア川越第１－２－110号室）
破産者　平井　　文
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７１号
名古屋市天白区池場２丁目3104番地の２、従前の住所名古屋市天白区土原１丁目197番地の10
破産者　甲斐　宏文
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３２号
名古屋市中区千代田１丁目15番22号
破産者　藤田　智子
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１２号
愛知県半田市亀崎高根町７丁目106番地　プラシード　カーサⅠ　101号、従前の住所愛知県西尾市法光寺町東山25番地13
破産者　久高マイケこと　ＫＵＤＡＫＡ　ＭＡＩＫＥ
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６８号
名古屋市千種区京命１丁目22番28号　ハイツサンシャインⅠ　303号
破産者　奥原　博之
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３８号
名古屋市昭和区鶴羽町１丁目17番地の１　鶴羽之彩306号、従前の住所名古屋市千種区内山１丁目22番９号　グランスイート千種タワー1801号
破産者　新森　武志
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５号
広島市東区馬木６丁目457番地109
破産者　本山ミツ江
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
香川県丸亀市垂水町2454番地１
破産者　宮田　正文
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第５７号
香川県丸亀市垂水町2454番地１
破産者　宮田フミ子
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９１号
香川県丸亀市土器町西６丁目181番地京都あすか102号
破産者　三井　　都
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９４号
香川県丸亀市城西町２丁目４－11、住民票上の住所香川県丸亀市城西町２丁目３番20－101号
破産者　寺田冨士夫（旧姓森）
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目113番地
破産者　比嘉　直美（旧姓金城）
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４号
秋田市新屋田尻沢西町５番６号
破産者　佐藤美香子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
秋田県仙北郡美郷町本堂城回字北館185番地
破産者　西鳥羽忠夫
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２８号
秋田県仙北郡美郷町本堂城回字北館185番地
破産者　西鳥羽淳子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第６９号
福島県伊達市梁川町新田字大正寺77番地
破産者　佐藤　成子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第７５号
福島県二本松市高田27番地２
破産者　千代　豐子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第６２６号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目11番36号　志村アパートＣ205号
破産者　金子　眞也
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５７号
横浜市港南区大久保２丁目５番５号　ウイングヒル101
破産者　吉野　杏樹
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部